

第26回岩手県環境審議会水質部会 会議録

(開催日時) 平成28年6月6日(月) 14:00～14:20

(開催場所) 岩手県産業会館7階 4号会議室

1 開会

2 議事

(1) 部会長の選任について

(2) 部会長職務代理者の指名について

(3) 報告事項

ア 生活環境保全条例施行規則における土壌及び地下水の一部改正について

イ 生活排水対策重点地域の指定解除について

(4) その他

4 閉会

(出席委員)

生田弘子委員、後藤均委員、細井洋行委員、山崎朗子委員、川口尚特別委員、中村仁特別委員(鈴木宏氏 代理出席)

(欠席委員)

石川奈緒委員、伊藤歩委員、鈴木研司特別委員

1. 開会

○事務局

ただいまから第26回岩手県環境審議会水質部会を開催します。

御出席いただいている委員の皆様は、委員総数9名のうち6名であり、過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により会議が成立することを御報告申し上げます。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、当審議会にあっては会議録等インターネットの県のホームページにて公開することとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに八重樫担当課長から御挨拶を申し上げます。

○八重樫担当課長

本日は当課の小野寺総括課長が出席するところでしたが、大気部会に出席しておりますので、私八重樫が環境審議会水質部会開催にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多用中のところご出席いただきまして感謝申し上げます。

今回の委員改選に伴いまして、水質部会では新たに山崎様に委員として就任していただくことになりました。山崎委員、再任された委員の皆様、これからも宜しくお願いいたします。

環境審議会水質部会におきましては、公共用水域、及び地下水の水質汚濁防止、土壌汚染防止に関する事項について御審議いただくことになってございます。本日は審議事項がございませんが、委員改選後初めての審議会となりますので、会長の選任を行っていただくほか、環境保全条例規則の一部改正及び生活排水対策重点地域の指定解除について御報告させていただくこととしております。どうぞ、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局

さきほど、環境審議会のほうで委員の御紹介はさせていただいておりますので、こちらの部会での委員の御紹介は省略させていただきます。

それでは、本年度の水質担当の事務局員の御紹介をさせていただきます。

(名簿に沿って紹介)

2. 議事

- (1) 部会長の選任について
- (2) 部会長職務代理者の指名について
- (3) 報告事項

ア 生活環境保全条例施行規則における土壌及び地下水の一部改正について

イ 生活排水対策重点地域の指定解除について

○八重樫担当課長

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。本来であれば審議会の部会長が議長を務めるところですが、部会長が決定するまでの間事務局におきまして進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の(1)といたしまして、初めに部会長の選任をお願いいたします。

審議会条例により、部会長は委員の互選によることとされておりますのでお諮りいたします。

生田委員どうぞ。

○生田弘子委員

会長の選任は指名推選がよろしいかと思えます。会長には伊藤委員が適任と思われまので、伊藤委員にお願いしたらどうでしょうか。みなさんはいかがですか。

「異議なし」の声

○八重樫担当課長

伊藤委員に部会長をお願いすることといたします。実は、伊藤委員から部会長に就任する場合に、他の方がいない場合には部会長に就任すると内諾をいただいておりますので、御報告いたします。

次は議事の（２）番目になります。部会長職務代理者の指名についてでございます。

本来であれば、議長は部会長が行うこととなりますが、部会長が不在のため、進行役は継続して事務局が行うことでご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

○八重樫担当課長

ありがとうございます。それでは議事の（２）、部会長職務代理者の指名につきましては、条例の規定によりまして、部会長があらかじめ指名することとなっております。本日、伊藤委員が御欠席ですが、伊藤委員が部会長に選任された場合の職務代理者について事前に伺っておりましたので、お伝えいたします。資料を配布いたします。

岩手県環境審議会水質部会長職務代理者の指名について、「私は平成28年6月6日開催の岩手県環境審議会水質部会において、水質部会長に選任された場合は、岩手県環境審議会水質部会生田弘子委員を職務代理者に指名いたします。平成28年6月6日 氏名 伊藤 歩」ということでいただいております。

それでは、以上の通り、部会長職務代理者につきましては生田弘子委員にお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

「異議なし」の声

○八重樫担当課長

ありがとうございます。異議なしということですので、職務代理者は生田弘子委員にお願いしたいがよろしいでしょうか。

○生田弘子委員

はい。

○八重樫担当課長

それでは、よろしく願いいたします。

岩手県環境審議会条例第3条第3項第8条4項の規定によりまして、部会長が欠席の場合には職務代理者が議長となりますので、これ以降の進行は生田弘子委員にお願いいたします。

それでは、生田弘子委員お願いいたします。

○生田弘子委員

それでは、伊藤先生の何分の一にもなりませんけれども、職務代理者を務めさせていただきますので、どうぞ、皆さん御協力のほどお願いいたします。

それでは早速ですが、報告事項に入ってもよろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○生田弘子委員

それでは、(3)報告事項のア 生活環境保全条例施行規則における土壌及び地下水の一部改正についてを報告お願いいたします。

○事務局

それでは、資料1にはいります。生活環境保全条例施行規則における土壌及び地下水の一部改正予定について御報告いたします。座って御説明いたします。

まず、今回の改正の要旨ですが岩手県では県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例により公害規制を行っております。これは、法律に基づく規制が存在しない部分について横出しとして条例で規制をかけているものであります。

条例施行規則の土壌環境基準と地下水環境基準につきましては、法律と同じ基準値を採用しておりますけれども、来年4月に環境基本法に係る土壌環境基準と地下水環境基準が改正されることになりましたので、それに併せて条例、規則も改正する予定としております。

これまでは、法律の地下水環境基準が設定された場合は、条例、規則の地下水環境基準も設定し、同様に法律の土壌環境基準が設定された場合も、条例、規則の土壌環境基準の設定しておりました。来年4月の法改正では、塩化ビニルモノマーと1,4-ジオキサンの2項目について変更が生じておりますので、条例、規則における土壌及び地下水につきましても所要の整理を行い、規則改正を行う計画としております。以上です。

○生田弘子委員

ただいまの報告につきまして、皆さんから何か御質問等ございますか。

ないようですので、それでは、報告事項イ 生活排水対策重点地域の指定解除について御説明ください。

○事務局

それでは、資料2にはいります。生活排水対策重点地域の指定解除予定について御報告いたします。始めに概要について、生活排水対策重点地域につきましては、生活排水により環境基準の確保が困難な河川等に対し、水質汚濁防止法の規定に基づいて、都道府県知事が指定するものとされています。こちらの資料では省略しましたが、水質汚濁防止法の第14条第8項に規定されておまして、水質環境基準が現に確保されていないか、又は確保されないおそれが著しい公共用水域で、生活系の汚濁負荷が産業系に比べ相対的に大きいもの、国立公園等の自然公園内の水域、名水等で特に水質の保全が図られてきた水域で、生活系排水による汚濁が危惧されるもの等に関して都道府県知事が生活排水対策の実施が特に必要であるか否かを判断するものと規定されています。そして、生活排水対策推進計画は市町村が、生活排水による公共用水域の汚濁を防止する観点から必要な整備を行い、その整合性が図られるように留意するものとされております。そして、市町村のほうから計画案が通知されたとき、計画に不適合なものがある場合は、都道府県知事は助言又は勧告を行うものとされております。

これまで、岩手県内では二戸市の白鳥川流域及び花巻市の後川流域等の2ヵ所を指定しておりましたけれども、平成28年3月に白鳥川流域の指定地域を解除しております。3番の解除についても記載しておりましたけれども、平成25年11月に環境省から指定地域の解除方法について通知がございましたので、指定地域を解除できるようになったもので、昨年度から二戸市と花巻市に作業を行っていただいております。

次に、2番の現状です。岩手県内では、現在花巻市後川流域等だけが、生活排水対策重点地域として地域指定されておりますけれども、河川の水質が改善されておりますので、白鳥川と同様に指定地域を解除するのが妥当と考えられます。

最後に、今後のスケジュールについてですけれども、今年の1月に既に花巻市からは、計画の評価等を提出していただいております、関係機関への意見照会も終了しております。

この件につきましては、現在花巻市のほうで、住民説明会などの計画の評価を実施している最中で、その作業が終わり次第、県で指定解除を行いたいと考えております。

来年の1月か2月に水質部会を開催する予定ですので、それまでに花巻市に作業を終了していただくことになります。その後、環境審議会で審議し、3月を目途に、岩手県告示を改正することで、今回の指定解除の、一連の作業を終了する計画であります。以上です。

○生田弘子委員

指定解除の報告について、何か御質問はございますか。

解除について、花巻市の方はいま頑張っているとのこと、すみません、私の方からよろしいでしょうか。

重点地域解除について、おかげさまで、今年の3月に白鳥川は解除になりました。もうずっと前から綺麗な水ではありましたが、25年にやっと、環境省から解除の方法が示されて、解除の方向に向かったわけです。生活排水で汚れていますという指定があつて、市が資料作りをし、それに対して住民も一生懸命にやっつて、私たちが子供たちと一緒に水質調査をしながら、飲み水の元にもなる川を綺麗にしなければとずっとやってきました。

これは市町村の問題かもしれませんが、解除となったときに、解除されましたという連絡もなく、ただ表面上、県から解除になりますよといつて市の方ではそれに評価をして、書類を出し、それで解除となったわけです。そのときに住民がわからない、というのは、私はちょっと嫌だなと思つているところなのですが、それについては各市町村の問題であるだけではないですよ。

○八重樫担当課長

一応、手続き上は文書で、市と県がやりとりすることになるかと思うのですが、実際は地域指定する場合は市町村が主体になりますので、たとえば解除になった旨をたとえば広報とか、そういったもので周知してもらえればということもあるかと思つています。

皆さんの努力で指定解除になったということもありますので

○生田弘子委員

そういったことを一言でもいいので載せてほしいという話はしたところでしたが、最後は書類上のやりとりでできているというか、書類上のみの公表となってしまいますよね。それを県にどうこうということはありませんけれども。ただ指定解除の際、住民説明の有無や、住民の取組内容等についても評価するような形にしていいただければ良いのかなと思つています。

○八重樫担当課長

参考にさせていただきます。

ありがとうございます。

○生田弘子委員

皆さんから何かありますか。

ないようですので、（４）その他についてですが、事務局からは何かありますか。

○八重樫担当課長

事務局では特に用意しておりませんので、皆様から特にあれば。

○生田弘子委員

皆さんはどうですか。せっかくの機会ですので、何か一言ありますか。

ないようですので、これでお返しします。

○八重樫担当課長

生活排水対策重点地域の解除についてはスケジュールを示してございましたが、最初の方の生活環境保全条例規則についても、同じような感じで作業を進めて皆様にお諮りしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは生田委員、ありがとうございました。

○生田弘子委員

はい、ありがとうございました。

3. 閉会

○八重樫担当課長

それでは、以上をもちまして水質部会を終了いたします。

本日はどうも、ありがとうございました。